3、從來一回通（十三回通しを以て普通仕上とす）十一錢
の工賃を十錢に値下すること
4、爭議費用として休業中毎日一人に付日給額平均一圓二
十錢の半額六十錢宛支給すること

以　上

財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所

二月八日ヘ爭議團ノ側ニ於テ爭議ニ關スル解決ノ爲メ會見ヲ申込ミ
ラレタルヲ以テ、同日午後一時ヨリ會見ノ上左ノ通リ協定ヲ爲シ
タリ、依テ爭議團ハ同日ヨリ就業スルコトヽナレリ

記

一、爭議團ハ本日ヨリ就業スルコト
二、爭議團ハ就業ニ當リ工場ノ秩序ヲ維持シ、且ツ能率ヲ增進
スルコト
三、從來一回通（十三回通シヲ以テ普通仕上トス）十一錢ノ工
賃ヲ十錢ニ値下スルコト
四、爭議費用トシテ休業中毎日一人ニ付日給額平均一圓二十
錢ノ半額六十錢宛支給スルコト

以　上